

言葉としての「震災遺構」

—東日本大震災の被災構造物保存問題の文化社会学—

小川 伸彦

はじめに

その被害が東日本大震災と命名されることになる地震¹⁾が巨大な津波をともなって2011年3月11日に発生してから、すでに5年近い。発災当初の緊急的な救援や生活環境の応急的な確保、その後の短期・中期的な復興計画の策定・実施が進むにつれ、震災の記憶や教訓をいかに伝えてゆくべきかという問題も前面に姿を現すようになった。そして現在も、何をいかに残すべきかという課題をめぐって、多くの自治体が議論と模索を続けている。

残しうるものは多岐にわたる。モノの形を有するものとしては、変化した地形・被災した物品や建造物・被災状況の映像などがあり、物質的な形態をとらないものとしては、人々の目に焼きついた災害のありさま、失われた存在の記憶、避難生活の体験などがあるだろう。

災害の記憶や教訓を伝承すべきであるとされる場合も、上に列挙したようなものを、他者に伝わるかたちですべてを残すことは到底できることではない。そこでなされるのは選別の作業である。では、何がなぜ保存・記憶され、一方で、何がなぜ廃棄・解体・忘却されるのであろうか。さまざまなジレンマに苦渋しつつも解を探し当てようとしている被災地の状況は、人間と社会にとって祈念や伝承とはそもそも何であるのかという問題にも大きな示唆を与えるものである。

本来、このような疑問を全面的に解明しようとするならば、上に列挙したようなすべての種類の「残しうるもの」について研究をすすめるべきであるが、本稿では特に被災した建造物等である「震災遺構」を取り上げたい。

その理由はふたつある。ひとつには、「震災遺構」というものが可視性の高い建造物等であるために、多くの人々の記憶や意味づけに関わりが深く、その保存をめぐる意思決定は、社会的現象となる場合が多いから

である。もうひとつは、自治体の施策決定にかかわる問題である。「震災遺構」は公共的建造物であることも多く、また、保存・公開をするには、耐久性を向上させるための工事や、長期に渡る維持・管理が必要となる。そのため、自治体の施策課題として意思決定を行い、予算措置なども行わなければならない。その決定に至るまでには、種々の議論や調査が行われ、多くの貴重な議論の記録が残されている。そこには、公的記憶がいかに生み出されるのか、という課題にアプローチする糸口も潜んでいるだろう。

ただし、記憶されうる多様なものを「震災遺構」に絞ったとしても、それが孕む社会学的な問題領域は広大であり、一論考で検討し尽くすことは出来ない。そこで本稿としては、特に「言葉」の問題に着目する。「震災遺構」という言葉に、である。

たとえば阪神・淡路大震災の際にも、破壊された構造物や震災の記憶をどのように保存するかという課題はあった。そして実際に、阪神高速道路の被災した橋脚、淡路島の野島断層保存館やそこに移設された「神戸の壁」等が今もある。しかし、当時それらを「震災遺構」とは呼ぶことは全く一般化していなかったのである。各種の新聞データベースにおいても、当時この言葉を用いた記事は全くヒットしない。

ところが今回は、発災から2015年末までの新聞記事の見出しと本文をカウントすると、東北6県のブロック紙である河北新報で523件、朝日新聞305件、読売新聞261件、毎日新聞250件と非常に高い頻度でこの言葉が用いられている（後掲表2参照）。のちに詳しく述べるように、「震災遺構」という言葉は、「地震」というような語と全く異なり、今次の震災において急速に使用が広がったいわば特別な用語なのである。

そこで本稿は、1) 主に新聞記事を用いて、東日本大震災をめぐって「震災遺構」という語がどのように登場しているかを明らかにし、2) 関係各自治体による使用

の様態をも概観しながら、3) 被災物を名指す一つのカテゴリーが広範に支持・活用されるものとして成立することの意味を考えることを課題としたい。筆者は、本稿以降の論考で、なぜ「震災遺構」の保存が困難であるのか等の問題の探求も行う予定である。それらの作業と本稿のテーマは最終的に一体となって、「震災遺構」とは何かという大きな論題の多元的解明に資するものとなるであろう。なお、本稿では一部の引用箇所を除き、「震災遺構」とカギ括弧を付してこの語を使用する。この語は実は特別な言葉であるのかもしれない、という感覚を維持するためである。

1. 「震災遺構」保存問題に関する諸研究

「震災遺構」の保存や活用のあり方についての研究がなされている専門分野は、建築学・防災学・心理学・社会学・歴史学・地理学・観光学・教育学・地域振興論・キリスト教学など多岐にわたる。本節では、それらをレビューしたうえで (1. 1)、本稿の立場や位置づけに触れておきたい(1. 2)。

1. 1 諸分野における研究の現況

東日本大震災の「震災遺構」の保存にかかわる学術的研究を、幾つかの特徴別に整理しながら、防災以降、原則として早くでたものから順にみていきたい²⁾。

まず、今次の地震の事例を直接調査対象とはしていないが、他地域の事例を詳しく検討することにより、東日本大震災の「震災遺構」がいかにして保存されるかへの示唆を得ようとする研究群がある。

鳥川崇 (2012b) は、スマトラ沖地震によるタイ国内の被災地に関するものである。そしてその狙いは、災害を経験した地域で「政府、または首長・議会等のステイクホルダーがどのように地域住民の意見との折り合いをつけて、惨禍を保存するという決定を下したのかを東日本大震災の復興が進む今のタイミングで明らかにしておく」(鳥川2012b: 619) ことにあるとされている。原爆ドーム保存過程の事例研究(鳥川2012a)などもあわせ、東日本大震災の遺構を単に住民の意向に任せるだけではない形で保存する方策をさぐることの必要性を強調するものである。より実践的なものとしては、「震災遺構の成立過程」を中越地震のケースで検証したものや(筑波・澤田2013)、実際に保存する場合の維持管理の体制やコストにまで踏み込んで雲仙普賢

岳噴火災害地域等の事例を詳細に紹介したもの(石原・松村2013)、保存に関して住民はどのような評価を下しているのかを検討したもの(石原2015)などがある。他にも、徳島県阿南市での精力的な調査に基づいて、津波の伝承を残すことが実際にどれほどの防災効果があるのかという問題を分析したもの(石原・松村2013)や、コスタリカの事例から、「自然災害遺構」が防災の教訓を伝える条件について検討したもの(丸岡2014)などがある。教育学関係のものとしては、たとえば乙須翼の論考が、「戦争や惨劇、差別や災害など、『人間の苦痛』に関連した場所や資料を保存し、それらを展示、鑑賞する行為やその現象」(乙須2012: 1)に関して、観光学の示唆も受けつつ、教育学的な見地から理論と事例の両面で迫っている。「今後課題となるであろう東日本大震災の記憶の継承」(同: 1-2)を意識した内容である。試論的な部分もあるとはいえ、近い将来、東日本大震災の「震災遺構」が実際に保存・展示され、各地から子どもたちが見学に来るような時期を乗り越えた先見的な論考であるといえよう。

次に、今回の震災そのものを論題としたものを見ていこう。東日本大震災の「震災遺構」に特化したものとしては、まず保存の動向や現況を手際よく整理したものとして木村拓郎らの解説(木村・宮下2013a)がある。さらに詳しく、東日本大震災以前の津波伝承から最新の状況までを目配りよくまとめたもの(首藤・大石2014)も必読である。これが掲載されている高橋和雄の編著(高橋2014)は、他地域の事例も数多く紹介している。人類学分野からの吉田憲司(2012)・林勲(2012)は非常に早い時期の先鋭な問題意識の成果であり、特に前者は神社を中心とする津波被災状況の記録資料としても貴重である。竹沢尚一郎は、岩手県大槌町の震災遺構とトラウマの関係を調査し、「震災等の悲惨な出来事」(竹沢2015:211)はいかにして「展示」しうるか、という重い問いにひとつの答えを提示している。日本史学の立場からは、東北三県における津波碑にかんする論考を収めた北原糸子の単著(北原2014)があり、菊池実(2013)も参照すべきであろう。奥村弘(2012)も震災の記憶のアーカイブ問題に触れている。

座談会記録ではあるが中谷他(2012)も注目される。「それはがれきか記念碑か」という印象深いタイトルをもち、2012年の4月というかなり早い時期に建築学系の雑誌の紙上で組まれた「残されしもの、行かされし

もの」という特集に掲載されている。交わされた話題は多岐にわたる。廃墟論(瀬原)や「保存」がそもそもいつ発見されるのかという問題・「形見としての保存」という概念の呈示(中谷)など、内外の建造物の保存史に関する話し手の造詣をいかした示唆に富む内容となっている。佐野・清野(2012)は観光学関係の学術雑誌に掲載されたものであり、南三陸町防災対策庁舎の保存にはどのような価値があるかを客観的に整理した上で、「地域住民の合意形成をはかる方策」(佐野・清野2012:293)のあり方について検討している。3階建ての屋上にまで津波が達し、町職員ら43名が亡くなり、赤黒い鉄骨だけが残るこの庁舎については、町長が苦渋の末に出した解体方針に県が介入し、2031年までの県への譲渡契約が2015年に締結された。「時間の経過によって、遺構の価値は変化する」(同:296)とする結論部分は、県有化にともない計20年間の議論時間を確保するという措置を、すでに2012年12月という早い時期に予見していたかのようである。

社会学的な研究としては、まず今井信雄(2013)が重要である。被災遺物をだれがいかに保存し、何がもたらされるのかという問題を、時間論的な着想を交えながら論じ、阪神・淡路大震災と東日本大震災とをつねに照応させながらとらえることの意義を説き、大幅に加筆された今井(2014)は写真論が厚みを増している。より実践的な志向を持つ高橋雅也(2015)は、福島県いわき市立豊間中学校の被災した校舎の保存運動の経緯を丹念にたどりながら、「防災教育拠点」として保存すべき意義を積極的に評価する論考である。同じく金城敬太(2015)は、災害の記憶の継承可能性の問題に取り組んでいる。心理学の記憶論や防災研究の知見と、関東大震災・伊勢湾台風や阪神・淡路大震災後の実際の取組の検証を突き合わせつつ、東日本大震災の現時点までの継承実践をさらに実効性のあるものにするための提言的な結論を導こうとするものである。

観光研究の分野で遺構保存論のさらに先を見据えた研究としては、「被災遺構を意図的に保存していなくても、民話・伝説を資源として被災地観光に生かしている事例」を気仙沼大島で調査した報告がある(島川2014 [引用は197頁より])。観光学の立場からのより実践的な提言については、「震災遺構」の「観光資源化」を論じた章を含む総合観光学会の編著(2013)がある。

美学分野のものとして、椎原伸博(2014)は、震災遺

構が美的なものでもありうるという両義性の問題にするどく切り込んでいる。さらに陸前高田の復元された「奇跡の一本松」を題材にして、震災遺構が触発するはずの様々な身体感覚の中で「視覚の優位性」(椎原2014:97)だけが過度に強調されることを指摘し、ゆるキャラなどとセットで観光資源化された場合にたちあがってしまう震災復興の「大きな物語」(同:98)に懐疑の目を差し向けている。身体性を重視する椎原の視座は、地震で壊滅したシチリアの街を現代美術家がアートワークの形で塗り固めて保存した事例の評価(椎原2015)においても活かされている。建築史と建築批評を専門とする五十嵐太郎(2015)は、カタストロフの記憶と建築との関係をさまざまな観点と事例から分析・考察し、「記憶を継承」(同:133)するための方途もさぐりあてようとしている(cf.五十嵐2013)。また非常に早い時期に刊行された五十嵐(2011)は、多くの写真が含まれ専門家のまなざしによる記録として非常に貴重である。他にも、人間工学や地理学の媒体で遺構の保存を後押ししようとするものとしては、内田・丹(2012)や寅貝(2014)などがある。さらに「震災遺構」をより大きな文脈でとらえるには、防災学の知見も参考になる。リスク・コミュニケーションをキーワードとした矢守克也(2013)には、災害の痕跡や風景も「災害史」を構成する「災害情報」であるとする視点が提起されている(同書:第7章)。さらに、上記の諸研究とはかなり異なる観点からの論考として、宮崎正美の神学的分析がある。被災した旧・石巻ハリストス正教会を対象にして、「被災した文化財としての聖堂など、全くキリスト教的意義を失ったと言う他ないのであろうか」(宮崎2015:15)という反語的な問いを立て、「アイコンの神学」というものに依拠しつつ、意義は失われていないのだと論じている。これら以外にも阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター編(2013)所収の各論文や、「災害の記憶研究会」の調査報告書³⁾がある。

なお研究文献ではないが、国土交通省都市局公園・緑地景観課の報告書(2012)は、「鎮魂及び復興の象徴となる都市公園のあり方」を検討したものであり、被災各自治体の復興計画における該当部分の集成なども掲載されていて、「震災遺構」論を包摂するさらに大きなスケールの問題を扱う際の資料としても役立つ。また、同じ年の7月と9月にでた民間有志の研究会による二つの提言(3.11震災伝承研究会2012aとb)は後述のよ

うに大きな影響力をもつ内容であり、「震災遺構」の議論をする上で見逃すことは出来ない。また、『週刊金曜日』の特集号もこの年に出ている(平井2012ほか)。

なお、「遺構」ではないが、運搬可能な被災物を、災害直後からさまざまな困難に直面しつつも収集し、被災地の記録写真も撮影した例外的かつ特筆すべき事例としてリアス・アーク美術館(気仙沼市)の活動がある。その活動は「東日本大震災の記録と津波の災害史」という常設展示に結実し、展示内容を詳細に記載・解説した図録(リアス・アーク美術館2014)が刊行されている。そこに付録として併載された「記録調査活動」の報告書もあわせ、災害の記録・記憶の問題を考える際の重要な示唆を与えてくれる。

以上すべて、なんらかの形で東日本大震災にふれた研究であるが、震災への直接の言及は少なくとも関連するテーマを扱った論文もこの時期には少なくない。震災の痕跡や記憶がいかなる「観光」対象となるのかという観点のもの(フंक2013)や、インド洋津波被災地の博物館をフィールドに、そもそも津波にまつわる様々な教訓や伝承はどのように表現されるのかという問題に取り組んだもの(齋藤2014)がある。海外の文献中にも災害の記憶を論じたものや(Le Blanc2012)、廃墟と記憶の関係を広範に検討したもの(DeSilvey2012)がこの近年公表されている。また、今回の地震発災以前に、被災建築物の保存を取り上げたものとしては、高橋和夫・木村拓郎ほか(1999)がかなり早い時期のものであり、上記の3.11震災伝承研究会結成への遠因のひとつともいえよう。

1.2 本論文の位置

上記の諸研究の中で「言葉」の問題をあつかっているのは、高橋(2015:123-4)である。「遺構」という語が考古学につながる側面や、遺構とモニュメントの差異(同:143-4)などに触れている。ただし本稿は、「震災遺構」という言葉が存在し通用していること自体を祖上にあげようとするものであり、その点で類似の研究はないようである。なお、着眼点や方法が近いものとしては、新聞報道での「風化」という語の使用法の変遷から災害の記憶の捉えられ方をあぶり出そうとする王輯予(2014)があげられよう。

上記にとどまらず、大きな災害で被災した物件の保存について論じた研究はすでに一定数の蓄積がある

が、それらは論理的には3種類に分類できる。すなわち、ア)一定の要件をそなえたものを保存することには価値があるという前提を堅持しつつ、保存の意義・効果、方途、困難について論じるもの、イ)保存することに批判的な立場から保存の動きや帰結を検証・分析しようとするもの、ウ)そのどちらの立場もとらないもの、である。前項1.1で挙げた研究の大半はア)に属し、災害遺構の保存を評価・推進する立場から、その実現にかかわるプロセスの検証や課題の洗い出しを行うものである。そのなかにあって今井(2013)はウ)のタイプにあてはまる。社会現象としての「保存」のあり様を理論と観察にもとづいて描き出すことに徹し、保存の是非の問題に踏み込むことを禁欲しているようにみえる。そして本稿も同様にウ)のタイプの研究をめざしている。「災害(震災)遺構」の保存動向をひとつの社会現象としてとらえ、その含意を読み解こうとするものであり、何が起きているのか・何が起きうるのかに目を注ぎ、細かく解明・解釈することにした⁴⁾。

2. 報道メディアとカテゴリー構築

2.1 被災物を名指すことば

まずは、かなり長くなるが、新聞記事を紹介したい。本稿の研究対象のイメージ化に役立ち、初期報道の例としても適切なものである(傍線引用者、以下すべての引用で◇は記事中の改行箇所)。

【見出し】社説／東日本大震災 モニュメント／被災地感情に配慮し保存を

【本文】東日本大震災の巨大津波の痕跡をモニュメント(記念物、記念碑)として保存しようという動きがある。震災の悲惨な記憶を風化させることなく、後世に教訓として残す意義は大きい。◇一方で、津波の痕跡は被災者にとって多くの人命を奪い、暮らしと街を徹底的に破壊した耐え難い爪痕でもある。そうした住民感情に十分配慮した上で、鎮魂・復興のシンボルを次代へ伝えなくてはならない。◇巨大津波は東北の太平洋岸を襲い、約500平方キロという広大な陸地をのみ込んだ。港町は壊滅し、風光明媚(めいび)な海岸線の風景も無残に変わり果てた。復興を遂げてもなお、傷跡は無数に残ることだろう。◇岩手県大槌町では観光船が2階建ての民宿に乗り上げ、津波の猛威を物語る。観光船は造船所で定期検

査中に津波にのみ込まれ、約150メートル押し流されたという。◇「津波の脅威を衝撃的に語る貴重な教材」と、地震などの専門家から保存を求める声が上がったが、がれき撤去の妨げになるのに加え、船体落下による二次災害も懸念されることから撤去・解体が決まった。◇保存に理解を示す自治体もある。宮城県南三陸町は、鉄骨だけが残った町防災対策庁舎をモニュメントとして残すことを検討している。庁舎は震度7の地震にも耐える防災拠点として建てられたが、3階建ての屋上を越える津波が押し寄せた。◇津波が迫る中、防災無線で避難を呼び掛けた町職員が亡くなり、津波防災を訴えるシンボルにふさわしい。佐藤仁町長は「賛否両論あるが、亡くなった方々を慰霊するという考えもある」と狙いを語る。多くの住民の声を聞いた上で、保存していく道を探ってもらいたい。◇長崎県の雲仙・普賢岳噴火による火砕流では、焼けた小学校や土石流で被災した家屋が保存されている。阪神大震災でも、阪神高速道路の折れた橋脚や神戸市の大火で焼け残った「神戸の壁」などが展示されている。◇宮城県内では、岩手・宮城内陸地震で大規模崩落した栗駒山一帯を科学教育・地域振興に役立てようと、ジオパーク(地質遺産)の認定に向けて準備が進む。◇津波による海岸線の破壊に目を向ければ、ジオパークの取り組みは参考になる。津波で浸水被害を受けた浜辺をそっくり保存しようと検討している地区もあると聞く。◇大量に発生したがれきを集めてモニュメントを築けないか、という意見がある。住居、仕事場などの残骸で、思い出と共に記憶をとどめておこうとの発想だ。だが、復興後も日常的にがれきの山を見せつけられる住民の心情に思いを巡らせる必要がある。他地域の者が、あれこれ指図するような事柄ではないことを銘記しておきたい。◇津波痕跡は災害を後世に語り継ぐ遺産であり、復興の象徴にもなり得る。今後の復興計画、土地利用計画の中で議論が必要なのは言うまでもない。住民への配慮を欠かさず、保存に向けた議論をしてもらいたい。

(河北新報 2011. 05. 13)

震災発生後二ヶ月という早い時期に、問題の構図をあぶりだした文章である。特に、第一段落に下線を付した6つの部分は、「震災遺構」保存の意義と困難が凝

縮して表現されている。

では以下、「言葉」に分析の焦点を絞ってゆこう。

被災した事物を表現する場合、「被災建築物・構造物」という総称も可能ではあろうが、保存対象でありうるものというニュアンスが伝わらない。しかしもちろん、〈保存〉の対象とはいっても、もともと何らかの指定を受けていないかぎり、それらは「文化財」ではない。また、打ち捨てられ使用できない状態がまるで「廃墟」のようであっても、そのように呼んでしまうと保存への積極的な価値が表明しにくくなる。

そういう観点から再度この記事を見てみたい。すると、「震災遺構」も、より一般的な名詞である「災害遺構」も使われず、そもそも「遺構」という語さえ使用されていないことがわかる。

巨大津波の痕跡、モニュメント(記念物、記念碑)
爪痕、鎮魂・復興のシンボル、傷跡、貴重な教材
津波防災を訴えるシンボル、残骸、がれきの山
津波痕跡、後世に語り継ぐ遺産、復興の象徴

以上は、被災建造物を指すためにこの記事で用いられている呼称群である。「遺構」ではない語で対象物のもつ特性を多元的に抽出する工夫が読み取れよう。

では当初、行政的にはどのように呼ばれていたのか。2011年3月、つまり発災当月という非常に早い時期から使われたのは、「損壊家屋等」という用語である⁵⁾。そしてこの呼称の上位概念は「災害廃棄物」であり、震災から約二ヶ月後の2011年5月16日付で出された「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)」にはっきりと示されている。激しく被災した構造物は、行政的には「災害廃棄物」とカテゴリー化される存在であり、「廃棄」や「解体・撤去」の対象でしかないのだ。

あえてそのようなものを保存しようとするれば、別の呼称によって名指し、解釈替えをする作業が必要である。そこで今次、使用されるに至ったのが「震災遺構」という概念であるが、実は最初からこの語が使用されたわけではない。そこで次項以下、メディアによる報道の言葉と自治体や保存推進組織による用例を探ることで、言葉によって被災建築物が徐々に「震災遺構化」⁶⁾されるプロセスに目を向けたい。

2.2 新聞報道：「震災遺構」が使用されるまで

(1) 不定形から「災害遺構」へ

被災した文化財ではなく、被災した地域や人工物そのものを保存することに言及した記事が河北新報に現れたのは、地震発災から約1ヶ月後であった。一部を紹介しよう。

【見出し】震災の爪痕残す公園を／宮城県議会委で提案
／広島に原爆ドームがあるように

【本文】「震災の爪痕をあえて残す発想があっていい」。21日あった県議会総務企画委員会で、津波で壊滅した沿岸の被災現場を現状のまま残し、「メモリアルパーク」として後世に語り継ぐ構想が議員から出された。◇提案したのは、大震災調査特別委員長も務める相沢光哉議員。津波で流された大型漁船が海岸から500メートルも離れた陸地に残る気仙沼市鹿折地区などを例に挙げ、保存の必要性を訴えた。◇相沢氏は「批判があるかもしれないが、広島に原爆ドームがあるように、鎮魂の場所は必要だ」と強調。「早くしないとがれきと一緒に消えてしまう。被災者の理解も得ないといけない」と迫り、早急な検討を求めた。◇伊藤和彦県企画部長は「課題は多いと思うが、大事な視点。復興計画を策定する中で、考えた」と同調し、前向きな検討を約束した。

(河北新報 2011. 04. 22)

ここでは、「爪痕」「被災現場」「メモリアルパーク」とはあるが、まだ「遺構」の語は用いられていない。

以下同紙を追うなら、まずこの二日後に岩手県大槌町の民宿の2階に乗り上げた観光船の撤去についての記事がでる。「津波の悲惨さを伝えるモニュメントとして保存することを求める声も寄せられたが、釜石市が『町の復旧に支障が出る』と解体を決めた」(2011.04.24)とし、「モニュメント」の語が見えるにとどまる。5月になると、「被災地の様子を見るに、六十数年前、小学生の時に脳裏に焼き付いた仙台空襲の惨状と重なります。(中略)未来に、後世に、再びこの惨禍を招かぬようにするため、被災者の方々の心情をも考えながら、震災の痕跡の一部を負の遺産として保存することを強く望みます」(2011.05.03)という投書(仙台市太白区在住の74歳)が、「負の遺産」という語を使用している。

防災対策庁舎が注目されていた南三陸町をめぐっては、その同じ5月に「復興構想会議／宮城視察、被災地首長が提案」という見出しのもと「議長代理の建築家安藤忠雄氏が津波で壊滅的被害を受けた地域に「鎮魂の森」を創設する構想を明らかにした」「佐藤町長は私案と断った上で『今回の津波を後世の教訓とすべきだ』として、津波で鉄骨だけになった町防災庁舎に献花台や、犠牲者の名前と鎮魂の言葉を刻んだモニュメントを設置し、周辺一帯を保存する考えを示した」(2011.05.05)という記事が載る。「周辺一帯」とあるが「遺構」ではない。このあとに、被災の現場保存に関して上掲の社説が同じ5月に登場するわけである。

ついに「遺構」の語が登場するのは、翌月である。

【見出し】東日本大震災／宮城・女川町が倒壊ビル4棟
保存／津波遺構、世界的に価値

【本文】女川町復興計画策定委員会の第3回会合が10日、町災害対策本部がある女川二小で開かれ、東日本大震災の津波で倒壊し、解体されていないビル4棟を災害遺構として保存することを決めた。離半島部の漁村集約化については、4カ所だった移転候補地を6カ所に増やす方針に修正した。

同町では、女川交番や江島共済会館など鉄筋コンクリート製の5棟が倒れ、うち4棟は解体されていない。津波による鉄筋ビルの倒壊は世界的にも珍しく、学術的価値が高いことから、委員会アドバイザーの首藤伸夫東北大名誉教授(津波工学)らが保存することを提案していた。(後略)(2011.06.11)

見出しでは、「津波遺構」とあるが、本文では、「災害遺構として保存することを決めた」と、東日本大震災に関して河北新報紙上でははじめて「災害遺構」の語が登場している。

(2) 「震災遺構」へ

では、今や最も一般的に使用されている「震災遺構」はいつ登場するのか。この語が東日本大震災に関して使われ始めるのは、河北新報の場合で上記から約3ヶ月後。同じ女川町の議会審議内容を紹介する次の記事である(下線は引用者)。

女川町議会は14日、震災対策特別委員会を開き、

町復興計画案を審議した。住宅用地を確保するため総合運動公園の競技施設を解体、移転する町の方針を修正した。震災遺構の保存についても見直すことを決めた。(中略)被災した町営住宅を活用した「フィールドミュージアム」については「解体して住宅地として使った方がいい」と反対意見が大勢を占め、整備方針を削除した。倒壊したビル3棟を保存する方針に関しては、「保存する価値が分からない」「財政負担が大きい」といった意見が上がったものの「学術的価値が高い」と判断した専門家の意見も踏まえ、実施計画の策定段階で再考するよう求めた。(後略) (2011.09.15)

注目すべきは、議会での使用事例を引き継ぐ形で使用がなされている点である。二回目の使用はこの半年後であり、新聞社として独自の判断でこの語を使用するまでにはかなりの時間がかかったことになる。その記事は、「焦点／震災遺構、残すか否か／遺族感情と防災意識喚起」という見出しの、「震災遺構」保存問題に特化した企画物の記事であり、「東日本大震災の津波で被災した建物などを「震災遺構」として残すかどうかの議論をめぐり、自治体間の取り組みの違いが際立っている。保存による津波防災の喚起と、撤去を求める被災者感情との板挟みに苦慮するケースがある一方で、十分な話し合いがないまま取り壊す例もある。復興作業は本格化しており、構造物の保存をめぐる判断は本年度末がタイムリミットになりそうだ。」(2012.05.18) というリード文のもと各地の動きを詳しく追っている。

では、他紙はどうであろうか。表にまとめておこう。

表1 〈災害遺構／震災遺構〉の各紙における初出日

	災害遺構	震災遺構
河北新報	2011.06.11	2011.09.15
読売新聞	2011.04.28	2012.05.29
毎日新聞	2013.04.05	2011.11.05
朝日新聞	2011.12.13	2012.06.01

備考：東日本大震災関連のみ。各紙が提供するデータベースで「見出し+本文」を検索。なお、毎日新聞の〈震災遺構〉初出記事はジオパーク登録関係である。

上でも触れたが、「遺構」とは考古学でよく使用される語であり、それを連想する読者にとって「震災遺構」という語は、震災関係の生々しい事物を一気に遠い過

去へと転送してしまうニュアンスを与える。また、考古学報道に馴染んでいない読者にとっては、「遺」の文字は「遺体」などを連想させた場合は決して気持ちの良いものではなかろう。

配慮が必要な状態は2012年になっても続いていたようだ。2013年に行われたある講演では次のような回想がなされた。「昨年(=2012年)の5月という、その頃まだまだ皆さんの目が震災遺構というものに行っていない。伝承するところまではなかなかいきにくいという状況がありました。一方でどんどん撤去が進む、どんどん消えていく。やはり2万人という方の犠牲の重みがあり、被災した建物、遺構物を残そうと言いきような雰囲気があったと思います。」(木村2013b/ ()内引用者)。

表1から見て取れるのは、河北新報の2011年9月の「震災遺構」使用事例が例外的に早かったということと、この2012年の5月から6月にかけて、各紙(毎日新聞以外)が一斉に自分の言葉として使用を始めたということである。このあと2015年末までの掲載記事数の推移も表にしておこう(表2)。

表2 東日本大震災関連の「震災遺構」使用記事：各年上／下半期別記事数の推移

	河北新報	朝日新聞	毎日新聞	読売新聞
2011.3.11 ～2011.6.30	0	0	0	0
2011.7.1 ～2011.12.31	1	0	0	0
2012.1.1 ～2012.6.30	13	3	0	2
2012.7.1 ～2012.12.31	29	6	9	15
2013.1.1 ～2013.6.30	47	39	30	15
2013.7.1 ～2013.12.31	131	69	63	67
2014.1.1 ～2014.6.30	70	46	41	41
2014.7.1 ～2014.12.31	67	40	24	31
2015.1.1 ～2015.6.30	95	53	45	46
2015.7.1 ～2015.12.31	70	49	38	44
計	523	305	250	261

備考：各紙が提供するデータベースで「見出し+本文」を検索。同日の別面掲載記事や類似記事の別地域版もそれぞれ別個にカウント。なお東日本大震災以前では、2010年11月に数件ヒット(河北・朝日)するがいずれも宮城内陸地震関係である。

全紙を検討する余裕はないが、朝日新聞の「震災遺構」初出時の内容をみておこう。

(前略) ぼつりぼつりと語った村長は、最後に言った。「それでも、忘れないために残すべきだと思う。(震災後に生まれた) 自分の子供を震災遺構へ連れて行ったこともある。それが将来、命を救うこともある」◇被災物を残すという選択が、日本でもあっていいのではないか。(2012.06.01)

この記事には興味深い点が二つある。ひとつは、東日本大震災発災後、すでに1年2か月以上経過した時点でようやくこの語が新聞に登場したということ。もうひとつは、この語がこの記事では海外の大津波について、それも取材相手(インドネシア・アチェ州ガジュ村長)の発言の引用の形で一回だけ使用されている点である。

このあと朝日新聞では徐々に使用が始まる。「津波の傷、保存か撤去か 石巻の「缶詰」解体始まる」(2012.06.30) という特集記事では、本文中ではなく、図の見出しとして一度だけ「震災遺構」が使用された。その後は、「有識者らでつくる『3.11震災伝承研究会』が、津波の被害にあった建物など『震災遺構』の保存を求める提言をまとめた」(2012.07.27)、「震災の津波で被災した建物などの「震災遺構」の保存を求め、県内外の災害の研究者らが参加する『3.11震災伝承研究会』(2012.09.24)、「東日本大震災の津波で気仙沼市の市街地に打ち上げられた『第18共徳丸』を所有する儀助漁業(福島県いわき市)が、解体させるよう市に求めている。『震災遺構』として残したい市は『待ってほしい』と説得中」(2012.10.23)などである。

これらに共通する特徴がひとつある。図中以外の見出し語や文章中では、「震災遺構」の語に常にカギ括弧が付されている点である⁷⁾。これは単なる強調ではない。11月に入っても、記事の見出しに「『震災遺構』へ思い交錯◇陸前高田などで建物お別れ式◇大槌町では議論も」(2012.11.11)と括弧がある。定着しきっていない言葉ゆえ、新聞社としてはまだ普通名詞として使用するに至らず、〈そのように世間で称されているもの〉というニュアンスを残しているのである。

では同じ朝日新聞で、括弧なしでこの語が登場するのはいつか。データベースによれば2013年1月、「(宮

城教育レポート) 被災校舎の解体進む◇間借り・仮設で授業、今後も」という見出しの記事である。

(前略) 県教委によると、現在も仮設校舎を使ったり、他校などに間借りしたりしている公立の小中高校は計52校。このうち、津波や揺れで壊れたり、他校と統合されたりするため、校舎が解体される学校は27校ある。◇そのほか、学校は別の場所に移すものの、校舎は現在の位置に残して津波の避難ビルなどに転用する検討をしている自治体もある。例えば山元町は、津波に遭った中浜小のプールや体育館は解体するが、校舎は震災遺構として残す方向だ。(後略)(朝日新聞2013.01.11)

まとめるならば、地震・津波被害の発災後、「震災遺構」が使用され始めるまでのタイムラグと、その後、カギ括弧が外れるまでのタイムラグという二つの時差が存在したことになる。

こうして徐々に「震災遺構」の語は広く使用されるようになっていった。それは、下記のような意味での、事物に対する解釈替えの過程の深化とみなすことができよう。

すなわち、液体／固体／気体という水の三態になぞらえて言えば、一般論として、モノにも三態が存在する。それは、〈本来の用途で使用されている状態／廃棄物の状態／保存されるべきものとされた状態〉である。ここで念頭に置いているのは、M.トンプソンの「ゴミ理論(Rubbish Theory)」である(Thompson 1979)。

トンプソンによれば、モノは3つのカテゴリーに分類される。すなわち、〈遷移の相にあるもの〉(the transient)、〈保存の相にあるもの〉(the durable)、〈ゴミの相〉にあるもの(rubbish)である。市場にある商品や使用中の事物は「遷移」、コレクターなどに価値を見出されたものは「保存」、価値の無いものが「ゴミ」に分類される。「遷移」の相にあるモノは時間や使用とともに徐々に価値を減じ、リンボ(limbo=天国と地獄の間の状態)に落ちて「ゴミ」となるが、そのなかのあるものは後になって「発見」(Thompson 1979: 9)されることによって、「保存」の相へと転換されうる。この理論はマーケティング論などで注目されているが(Parsons 2007)、今回のような被災物の保存論においても応用できる考え方であろう。

今回被災地で起きているのは、本来の用途で「使用」されていたものの多くが災害により法的にも「廃棄物(=ゴミ)」となったにもかかわらず、その一部が「保存」対象に転換されようとしている、という認識上の組み換え実践であり、トンプソンの枠組みにうまくあてはまる。そして「発見」に際して大きな役割を果たしたのが、認識を水路づける働きをもつ「震災遺構」の語なのであった。「遺」は「遺体」を連想させると上には記したが、原義は、死んだ体ではなく、「魂が去って遺された体」という意味である。被災建造物は、本来の機能を失った途端に、単なる廃棄物として解体撤去の対象に変身する。これを押しとどめ、〈かろうじて遺ったもの〉、そして、〈そのまま遺すべきかもしれないもの〉という「保存」の眼差しを注ぎこむための鍵を握るのが、この「遺」という文字であり、それを使用した「震災遺構」などの語であったといえよう。

それは「保存の発見」であったともいえる。1節(1.1)でふれた中谷は、不適合が発生した建築物に関して、「いつ保存が発見されるか」にかかわる興味深い図式を呈示しているが(中谷他2012:27-8)、そこにいう「発見」もトンプソン理論の「発見」と通じ合う。

「震災遺構」の語は、メディアに先行してまず民間団体や自治体で使用し、それが報道されることで普及・定着するという流れが垣間見えた。その様態を、つぎの節でさらに追うこととしよう。

3. 行政的課題としての「震災遺構」

本節では、被災建築物の保存が主に宮城県内の自治体の課題としてどのように認識され、深められていったのかということ概観しておきたい。その際、前節にひきつづき、言葉の運用のあり方に留意する。

3.1 「災害遺構」の時期

「災害遺構」という語が東日本大震災に関連して使用された初出日の一覧を前節に掲げたが、この語は東日本大震災におけるメディア報道による新造語ではない。1991年に発生した雲仙普賢岳噴火に伴う火砕流と翌年の土石流によって損壊した構造物・建造物について「災害遺構」の語彙が用いられたのがひとつの先行的な事例としてあげられる。前者で火砕流が流れこみ焼失した旧大野木場小学校(南島原市深江町)は解体撤去されることなく見学施設となっており、後者の被災

地にはその後土石流被災家屋保存公園(同上)がつくられ、土石流で被災した家屋11棟が保存されている(ともに1999年4月一般公開開始)。特に後者は、保存計画の途上では「土石流災害遺構保存公園」の仮称で長らく計画が進められていたこともあり、当時の新聞報道などでも「災害遺構」の文字は頻出している。

より近年の事例としては、北海道洞爺湖町で2000年に発生した有珠山噴火被害がある。2005年に整備が完了したのが〈金比羅火口災害遺構散策路〉であり熱泥流により被災し一部埋没した町営公衆浴場、公営住宅や流された橋が保存されている。ここには施設の名称に「災害遺構」の語がはっきりと刻まれている。

宮城県の例としては、女川町がある。2011年9月に策定された『女川町復興計画』(女川町2011)には「安心・安全な港町づくり《防災》／港町産業の再生と発展《産業》／住みよい港町づくり《住環境》／心身ともに健康なまちづくり《保健・医療・福祉》／心豊かな人づくり《人材育成》」という5本の柱が立てられているが、そのうちの〈防災〉の第8番目に「災害遺構の保存等」(女川町2011:47)という項目が据えられているのである。

なお宮城県内沿岸部で何らかの津波被害にあった自治体の多くが慰霊・伝承の施設や公園づくりの計画を持っているが、特に石巻市のケースは興味深い。「震災の記憶として残すべき被災建築物の存置・保存についても、市民の意向を踏まえながら、建築物の選定を行います」(石巻市2011:32)とまで記載しながらも、「震災遺構」という語を使用せず、「被災建築物」と普通名詞で呼んでいる点で、女川町との対比を見せる。つまり、施策策定レベルにおいても、「災害遺構」「震災遺構」という語を使用しないという選択肢がこの時期にはありえた、ということである。

3.2 「震災遺構」の社会的構築

(1) 3.11 震災伝承研究会の結成

「震災遺構」をめぐって、ひとつの大きな動きが表面化したのが、2012年5月28日であった。この日、3.11震災伝承研究会という活動組織が立ち上がり、仙台市内で一回目の会合を開催(報道関係者のみに公開)したからである⁸⁾。翌29日、河北新報は下記のように報じた。

【見出し】震災遺構保存考える◇仙台で伝承研が初会合

【本文】東日本大震災で被災した構造物を「震災遺構」として残す意義や保存方法を考えようと、宮城県内外の研究者らが「3.11震災伝承研究会」を発足させ、28日、仙台市青葉区の東北大工学部総合研究棟で初会合を開いた。◇研究会には、東北大、東北工大、宮城大、東北学院大、宮城県など10機関の研究者らが参加した。座長に就任した減災・復興支援機構（東京）の木村拓郎理事長は「どんな構造物を後世に残すか、保存の意義を含めて議論の場をつくりたい」とあいさつした。◇震災遺構には災害の恐ろしさを後世に伝え、備えを促す目的があるが、現段階で保存が検討されているのは、気仙沼市鹿折地区の大型漁船など一部にとどまる。◇参加者からは「被災者感情はまだ議論できる状況ではない。議論ができるまで当面は残しておくべきではないか」「遺構が地域経済の復興にも役立つという視点が重要だ」といった意見が出た。研究会は今後、沿岸自治体の動向を調査しながら、ことし秋までに震災遺構の保存の必要性などを提言する予定。（2012.05.29）

この中で特に重要なのは、「どんな構造物を後世に残すか、保存の意義を含めて議論の場をつくりたい」という座長の発言であろう。ここからは、この研究会が二つの目的を有して活動を開始したことが読み取れる。ひとつは「意義」（＝なぜ残すのか）の問題であり、そしてもうひとつは、何をどう残すのかという選定や方法の問題である。

まず、前者に関する入念な検討結果が、第3回研究会の開催時（同年7月19日）に発表された。すなわち、「3.11震災伝承研究会第1次提言」である。そして、何をいかに残すべきかという後者の課題に関しては、その2ヶ月後に第2次提言「震災遺構保存対象物第1回選考結果・保存候補対象物リスト」（2012.09.24付け記者会見資料）として見解が表明されたのである。

（2）「震災遺構」の理念—「第1次提言」を読み解く

3.11震災伝承研究会が提起した第1次提言は全9ページ（表紙を含む）の文書であるが、その内容は、会の趣旨とメンバー⁹⁾の紹介および震災に関わる事物を伝承する意義や配慮について提案・整理したパートと、過去の各地の被災地における遺構保存実践を写真で紹介するパートの二つの部分から構成されている。ここ

では主に前者を紹介・検討したい。

趣旨は明快であり、それを象徴的に表現しているのが、提言前文に付されたタイトル『100年後の子どもたちのために』である。それは文中では、「100年後、200年後の子どもたちが、地元で遺構を見ながら育ち、津波のことを繰り返し学んで、大きな揺れに見舞われたらどこにいても自分で判断し、避難する行動ができるようになってほしい」（3.11震災伝承研究会2012a：1）と表現されている。防災の見地、それもかなり長期スパンでの将来世代のための防災上の効果が想定されたフレーズといえよう。

とはいえもちろん将来も、避難すべきなのは子どもだけではない。それでもあえてここで「子ども」という語が象徴的に使用されているのはなぜであろうか。二つの含意を読み取ることが可能である。ひとつは、将来世代に属する人口はすべて現存する世代の〈子ども〉や〈子どもの子ども〉であるという系譜上の「子どもたち」。そしてもうひとつは、今回の震災で実際に多くの児童・生徒の命が失われ、それを救えなかったという大人世代の無念を投射し、子ども（＝未成年者）の命を危険にさらすまいという決意の表現としての「子どもたち」である。

これを時間論的含意とするならば、この同じ前文は、空間論的意義にも言及している。それは「国内外の啓発にも」という小見出しを付された部分であり、「遺構は、遠く離れた地域から訪れる見学者や視察者にとっても大きな防災教育上の啓発効果があります」（同：2）と記されている。今回の被災地のみならず、同様の津波災害が生じうるすべての地域への警鐘としての存在意義も意識されているのである。

さらに、「震災遺構」の保存が有する意義はこの防災効果のみにとどまらない。注目されるのは、「震災遺構・遺物の保存実現に向けて」と題された部分（同：5）で「遺構・遺物」の保存の意義が整理して呈示されている点である。すなわち、「津波の恐ろしさを伝承／復興のシンボル—津波に負けずに残ったもの—／亡くなった方々を偲ぶすが／そこにあった生活の記憶」の四つの「意義」がそれである。防災上の効果はもっとも重要なものとして第一項「津波の恐ろしさを伝承」の部分に取り込まれているが、それ以外にさらに3つの意義が見出されていることになる。この3つの「意義」には説得力はあるが、一般に想定される防災効果よりもさら

に多元的なものが盛り込まれているといえるだろう。それを可能にしているのは、この研究会による「定義」である。この1次提言において「震災遺構・遺物」とは「・地震や津波の痕跡をとどめているものすべて・被災下の状況、避難生活、復興への営みを物語る実物資料 ※不動産的なものを遺構、動産的なものを遺物とする」(3.11震災伝承研究会2012a: 5)と広く定義されているのだ。

そもそも、〈何のために保存するのか〉ということはこの研究会のみならず、このあと様々な主体によっても検討や整理がなされる重要な課題である。それらを個別に検討するのは別稿の課題としたいが、さしあたりここで重要なのは次の点である。すなわち、この後広範に使用されることになる「震災遺構」という語が、発災から約1年4ヶ月を経て2012年7月の段階で「提言」文書の中でついに明確な概念定義を与えられたこと。そして広く報道されただけでなく、ネット空間に置かれることで、誰もが容易に閲覧でき、常に参照される規準的な存在となったということである。

それまでは、「災害遺構」や「震災遺構」の語が使用される際でも、個別の物件が焦点であり、いわば、「震災遺構」の外延(=該当する具体物)らしきものはあっても、内包(=共通の属性)は未確定の状態にあった。しかし、提言によってついにその内包が言挙げされることになったのである。たとえば参照者には公的主体も含まれている。一例をあげるなら、岩手県においても、震災津波関連資料収集活用有識者会議が策定中の公的文書にこの研究会の「遺物・遺構」の定義が採用されている(岩手県復興局2015: 5)。

(3) 理念のリスト化と自治体・国の動き

上記の第1次提言には、保存が実現するまでのロードマップ的な課題も列挙されていた。それは、「実態調査の実施／仮保存対象物の選定／検討会の設置／保存計画の策定／遺構の維持・管理主体の検討」(同研究会2012a: 5)に整理されている。特に急を要する最初の二点にこの研究会は取り組み、その成果が2ヶ月後に発表されることになる。第2次提言「震災遺構保存対象物第1回選考結果・保存候補対象物リスト」である。この記者発表資料には、「第1回選考結果」とあるが、その後第2回目が公表された形跡がないため、これを現時点でのファイナルとみなすことができる¹⁰⁾。

これがいったいどのような性質のリストなのかに関する簡潔な説明が冒頭にある。「研究会のメンバー及び自治体からの提案等をもとに保存が望まれる震災遺構を第1回分として選考しました。研究会では、東日本大震災を後世に確実に伝えるために一つでも多くの遺構が残されることを期待しています。なお時期的に保存の決定が難しい自治体におかれましては「仮保存」という方法も含めて検討していただければと思います。」(3.11震災伝承研究会2012b: 1) というものである。「自治体」とのコミュニケーションを取りつつ作成された要保存リストの提案でありかつ、保存／解体の決定が出来ない場合の「仮保存」という第三の選択肢をも呈示している点が注目される。

では、行政側の動きはどうだろうか。翌2013年度に入ると、被災建築物解体・撤去費用の国による補助の最終年度ということもあり、何をいかに保存するのが妥当かを検討する会議や委員会が、様々に設置・結成され、検討を行うようになった。発足時期の早いものから順に、主要なものを列挙しておこう(日付は初会合の日、0/15や3/14等の説明は後述)。

2013.7.2 仙台市震災復興メモリアル検討委員会
0/15 / 2013.11.02 気仙沼市東日本大震災伝承検討
会議1/12 / 2013.11.27 石巻震災伝承検討委員会
3/14 / 2013.12.18 宮城県震災遺構有識者会議2/10
/ 2014.03.11 山元町震災伝承検討委員会1/12 /
2014.10.08 気仙沼市東日本大震災遺構検討会議1/13

「震災遺構」の語を会議名にそのまま入れているものもあり、そうでなくともどの会議・委員会においても、この言葉は大きなキーワードとして必ず用いられている(会議の成果としての「報告書」は自治体HPからダウンロードが可能である)。

ではこのように「震災遺構」という語の使用が広まっていった理由は結局どこにあるのだろうか。ここまでの議論を振り返りつつまとめてみたい。

最初にこの語を使用した報道がなされた女川町の経緯(2.2(2)参照)からして、この語の使用はメディアの創意によるものではなく、自治体(議会)発であるとみえる。当該の記事を細かくみると、『「学術的価値が高い」と判断した専門家の意見も踏まえ』(河北新報2011.09.15)とある。つまり、議会の議論に影響を与え

たのは、議員だけではなく、22 (1) で紹介した6月11日の記事にあるような専門家たちであった¹¹⁾。

この次にメディアが「震災遺構」の語を上述の通り多用しはじめるのは、2012年の5月である。これは、有識者たちによって3.11震災伝承研究会が結成された月であり、上述の専門家以外にも1名の研究会メンバーが女川町復興計画策定委員会に含まれている。この月には、研究会の結成よりも先にこの語を使用した記事もある。しかしそのころはすでにこの会の結成への準備期間に入っており、その様子はメディアにも結成以前に徐々に伝わっていた可能性はある。つまり2012年4～5月ごろは、「震災遺構」カテゴリーの社会的生成への胎動期とでもいえるだろう。

その後の大きな動きは、各自治体での委員会や有識者会議の結成である。上掲の初会合日一覧には、「3/14」といった付記がしてあるが、たとえばこれは計14名の委員中3名が3.11震災伝承研究会メンバーであることを示している。仙台市震災復興メモリアル検討委員会以外のすべての委員会等に同研究会メンバーが有識者として入っており、「震災遺構」という語を使用するのが自然かつ当然であるという暗黙の了解が各地で醸成されていったものと思われる。

また、リストの力も等閑視できないだろう。各自治体が保存を検討することになる被災物件は、ほぼすべてがこの研究会が発表した上述の保存対象候補46件(同研究会2012b)に含まれており、それらは包括的に「震災遺構保存対象物」という名で総称されている。つまり、各自治体がその地域にある個別の被災物件を検討する際には、もうすでに震災翌年の9月の段階であらかじめ「震災遺構」と名指されているという状況からスタートすることになったのだ。

しかし、この研究会(の結成)以外にも大きな意味を持つもうひとつの日付が存在する。それは2013年11月15日である。

象徴的な存在感を有する「震災遺構」であった第18共徳丸(気仙沼市)が解体され、さらに、南三陸町の防災対策庁舎の解体も決定(2013年9月)したあとの時点で、国はひとつの方針を発表した。2013年11月のこの日、国(復興庁)は、それまでの方針を変更し、「震災遺構の保存に対する支援について」と題する文書を発表して、遺構保存の初期費用を援助するという財政的な支援に乗り出したのである。そこには「震災遺構

は、東日本大震災の津波による惨禍を語り継ぎ、自然災害に対する危機意識や防災意識を醸成する上で一定の意義があるほか、今後のまちづくりに活かしたいとの要望も強い」という認識が明記され、「①各市町村につき、1箇所までを対象とする。②保存のために必要な初期費用を対象とする」などの支援方針が示されたのである。

各自治体の検討委員会等は、この方針を受けて対応を協議するという目的を有するものもあり、大きな影響をあたえる文書であったといえよう。では国のこの方針と、3.11震災伝承研究会の動きとを対比的に捉えた場合、何が見えてくるだろうか。両者に共通するのは、「震災遺構」という言葉を使用する点である。以下、この言葉の持つ作用について若干の考察を加えて本論考の結語にかえたい。

おわりに：一元化・シンボル・地域イメージ

阪神・淡路大震災のモニュメントを多数掲載した地図について、以前、次のように分析したことがある。

ここに記載されているのは群としてのモニュメントである。微細に異なる個々のモニュメントをひとつの平面に束ね、一望を可能にしているこの地図は、ひとつの博物館になぞらえることが可能であろう。この地図をたよりに記念碑を順次訪れる人々の存在がそこでは想定され、被災地は巡礼の地という新たな相貌を付与される。収集・記録・呈示の営みによって、異質性をふくんだモノ群のなかにひとつの地平を立ち上げるというのが保存世界の基本原理であった。この作用は、本来個別なものであるはずの記念碑の領域にも浸透し作動しているのである。

(小川2002: 54-5)

同様のことが、東日本大震災においても起き始めている。「モニュメント」ではなく「震災遺構」の語を広く適用することにより、微細な異質性をふくんだ被災建造物などがひとつの地平に並び立つ。「地図」を持って人々が巡礼を始めるのも遠い日のことではあるまい。しかし、「モニュメント」とは大きく異なることがひとつある。それは「震災遺構」が、大きく可視的で、シンボル性を供えやすいという点だ。

約100年前、社会学者E.デュルケームはつぎのよう

に述べた。「このように、社会的な生は、そのあらゆるその部面において、またその歴史のあらゆる時点において、広汎なシンボリズムによつてのみ可能である」(Durkheim [1912] 1960: 331 = 古野訳上417、山崎訳上504)。デュルケーム流に分析するなら、巨大災害といういわば負の集合的沸騰状態からもまさに聖なる一つのシンボルが立ち上がるのは不思議のないことかもしれない。しかしこのシンボルはトーテム表徴のような記号ではなく、被災した建造物そのものである。

そして、ここまでみてきたように、「震災遺構」という言葉は、さまざまな被災建造物をひとつにくくるという、大きな一元化作用を有している。災害以前は縁もゆかりもなかった別の存在がひとつのカテゴリーによって包含される。この語が有する一元化の力は非常に強く、最近では、被災していない執務室や動産性の高いはずの小船までもが震災遺構視されるようになってきているほどだ¹²⁾。

3.11震災伝承研究会も復興庁もこの語を使用するが、両者には大きな違いもある。それは、同研究会ができるだけ多くの遺構を保存候補としてリストアップしようとしているのに対して、国は「各市町村につき、1箇所まで」と限定しているところだ。つまり、前者は「(「震災遺構」という語による)一元化のなかの(多数の候補呈示という)多元化」を志向し、国は、「一元化のなかの一元化」が進むきっかけを作っている。

その結果、鎮魂・伝承シンボルの地域シンボルへの転化が起きうる。つまり、たとえば、「Xという町にA」という象徴的な被災建造物があるとす。それを「震災遺構」として保存することは、この町が、「Aのある町X」への逆転現象を経験する可能性を呼びこむということなのである。

広島が原爆ドームのある都市であり、水俣市が水俣病の場所であると安易に単純化して表象されてしまいがちであると同様に、被災地の町Xは震災遺構Aのある場所、に転化しうる。そのような地域イメージの誕生と定着を広域的に促進させる働きをもつのが、「震災遺構」というカテゴリーであり、リスト化・マップ化された候補群であり、各市町村にひとつという復興庁の補助方針なのであるといえよう。

Aのある町としての一元化を追求するのか、広島に野球球団があり自動車産業もあるように、シンボルの多元化を同時に模索するのかなど、さまざまな選択

肢があるだろう。とにかく大切なことは、「震災遺構」の保存がそのような地域イメージの更新・自己執行でもありうるということも視野に入れつつ、検討がすすめられることではなかろうか。その際には、近年の市町村合併による領域の拡大に伴い、地域イメージ自己執行の「当事者」の範囲と異質性もまた増大しているということも考慮の要素となるであろう。なお、保存への今回の動きは、その発信源が下から(住民)でも、上から(自治体)でもなく、専門家集団が要所々々で大きな役割を果たしていることが大いに注目される(今井[2013:99]も「専門の研究者」への言及をしている)。「保存世界」(小川2002:34)のなかでも、狭い意味での「文化財」ではない事物の保存を先導するアクターが、なぜ／どの程度専門家化しつつあるのか。これも、今後広くジャンル別に検証すべきテーマであろう。

[注]

- 1) 気象庁はこの地震を「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」と名付け、政府は2011年4月1日、この地震による災害を「東日本大震災」と命名すると決定した。
- 2) ただし、2011年中に公開されたものは、五十嵐太郎(2011)以外には管見の限り見つけられていない。
- 3) オンラインで提供 <http://www.gakugei-pub.jp/judi/semina/a1506/index.htm>
- 4) イ)のタイプの研究は、東日本大震災に関してはまだ見かけていない。政治的に記憶の空間を創りだそうとする過去の事例に対しては、国民国家論の観点などからクリティカルな論調の研究も従来少なくない。今回の「震災遺構」保存の動きも、数十年後にはさまざまな立場から論評されることになるのだろうか。
- 5) 環境省ウェブサイト内の〈東日本大震災における災害廃棄物処理について→各種処理方針・指針(マスタープラン等)〉において、「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」が「平成23年3月」付でアップされている。
- 6) 「遺構化」という現象への着目は、山泰幸(2009)に示唆をうけている。
- 7) 引用文なので『 』としたが原文は「 』」。
- 8) この団体の重要性については今井(2013: 103)も触れている。
- 9) 「名簿」として以下の13名が列挙されている。学識

者のみならず、報道関係者や行政職員が含まれていることも注目される：今村文彦（東北大学災害科学国際研究所副所長）、木村拓郎（一般社団法人減災・復興支援機構理事長）、熊谷良哉（宮城県震災復興・企画部 地域復興支援課 課長）、古関良行（河北新報社報道部震災取材班）、齊藤恵理（文化環境研究所上席研究員）、櫻井雅之（宮城県土木部都市計画課課長）、首藤伸夫（東北大学名誉教授）、所澤新一郎（共同通信社仙台支社編集部）、谷口宏充（東北大学名誉教授）、平川新（東北大学災害科学国際研究所 所長）、福留邦洋（東北工業大学安全安心生活デザイン学科准教授）、三橋勇（宮城大学事業構想学部教授）、宮城豊彦（東北学院大学教養学部教授）

- 10) 震災遺構保存候補対象物リスト（第1回公表用）として実際に呈示されたのは、次の46件の遺構であった。（数字は仮埋葬跡地の箇所数）【気仙沼市】第18 共徳丸／横綱 秀ノ山雷五郎像／仮埋葬跡地2【南三陸町】防災対策庁舎／志津川漁港棧橋【石巻市】大川小学校／門脇小学校／谷川小学校／観慶丸商店／旧東北実業銀行石巻支店／石巻ハリストス正教会／本間家土蔵／おしかホエールランド館／長面集落／中瀬北地区／住吉公園／仮埋葬跡地7【女川町】交番／女川サプリメント／江島共済会館／仮埋葬跡地1【東松島市】鳴瀬第二中学校と集落／野蒜築港資料館（新町公民館）／仮埋葬跡地1【塩釜市】野々島の津波湾／浦戸寒風沢島の津波石／野々島崩壊地【七ヶ浜町】同性寺一時避難場所【仙台市】南蒲生地区／若林区荒浜小付近中野小学校【名取市】閑上地区【岩沼市】二の倉の「津波石」【亘理町】仮埋葬跡地3【山元町】中浜小学校／津波湾／仮埋葬跡地1
- 11) この点は、今井（2013：99）の指摘があり、女川町復興計画策定委員会の議事録でも確認ができる。
- 12) 「津波で寸断された道路や橋などインフラ復旧の司令塔となった国土交通省東北地方整備局（仙台市）の「災害対策室」を震災遺構として移設保存する案（後略）」（毎日新聞2015.11.10）、「ハワイに漂着した和船を震災遺構として展示し震災の教訓を後世に伝える」（河北新報2016.1.14）。

[文献]

DeSilvey Caitlin, Tim Edensor 2012 "Reckoning with ruins" *Progress in Human Geography*, 37 (4) 465-485

Durkheim, Émile, [1912] 1960, *Les Formes élémentaires de la vie religieuse*, 4eéd., PUF. (= 1975, 古野清人訳『宗教生活の原初形態』上下 改訳 岩波書店／2014, 山崎亮訳『宗教生活の基本形態——オーストラリアにおけるトーテム体系』上下 筑摩書房.)

阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター編、2013 『災害の記憶・記録に関する調査報告—災害ミュージアム研究塾—』[DRI調査研究レポートVol.29]（オンライン版あり）

林勲男、2012「災害を伝える—記憶と記録を超えて」日高真吾編『記憶をつなぐ—津波災害と文化遺産』財団法人千里文化財団：173-181

平井康嗣、2012「『震災遺構』と『語り部』：被災者と風化に向き合う新聞社『河北新報』」（特集 被災と記憶：語り継ぐことの難しさ）『金曜日』20（42）、26-28

五十嵐太郎、2011『被災地を歩きながら考えたこと』みすず書房

———、2013「人間と震災遺構—津波と共に生きる」『震災からの歩み(第24回)』『第三文明』(644)：30-33

———、2015『忘却しない建築』春秋社

今井信雄、2013「震災を忘れてるのは誰か—被災遺物の保存の社会学」『フォーラム現代社会学』第12号：98-103

———、2014「災害の記憶—写真・保存・時間」荻野昌弘・蘭信三編『3・11以前の社会学—阪神・淡路大震災から東日本大震災へ』生活書院：223-244

石原凌河、2015「災害遺構の保存に対する住民評価に関する研究—雲仙普賢岳の噴火災害遺構「旧大野木場小学校被災校舎」を事例として」『都市計画論文集』50（3）：859-865

———、松村暢彦、2013「津波常襲地域における災害伝承の実態とその効果に関する研究—生活防災に着目して—」『土木学会論文集D3（土木計画学）』Vol.69, No.5（土木計画学研究・論文集第30巻）、1：101-114

———、———2013「維持管理の観点から見た災害遺構の保存に関する研究—雲仙普賢岳噴火災害・中越地震の災害遺構を事例として—」『都市計画論文集』Vol.48, No.3：861-866

菊池実、2013「震災(災害)遺構や遺物の保存問題」[特集 東日本大震災と文化財]『明日への文化財』68号：18-24

- 木村拓郎・宮下加奈、2013a「東日本大震災の震災遺構保存」『西部地区自然災害資料センターニュース』No.49: 38-42
- 木村拓郎、2013b「災害遺構の保存にむけて—災害伝承を考える」(11月5日せんだいメディアテークでの講演)『平成25年度第3回仙台市震災復興メモリアル等検討委員会議事録』所収http://www.city.sendai.jp/fuzoku/_icsFiles/afieldfile/2014/04/25/giji3.pdf
- 金城敬太、2015「災害記憶とその継承のための仕組みに関する考察—東日本大震災の記憶継承に向けて」吉原直樹・仁平義明・松本行真編『東日本大震災と被災・避難の生活記録』六花出版: 148-175
- 北原糸子、2014『津波災害と近代日本』吉川弘文館
- 国土交通省都市局公園・緑地景観課、2012『東日本大震災に係る鎮魂及び復興の象徴となる都市公園のあり方検討業務報告書』国土交通省
- Le Blanc, Antoine 2012 “Remembering Disasters: the Resilience Approach” 13 pages. <hal-00719057> <https://halshs.archives-ouvertes.fr/hal-00719057/>
- 丸岡泰、2014「自然災害遺構は防災の教訓を伝えるか—コスタリカ・カルタゴの事例から」『第29回日本観光研究学会全国大会学術論文集』209-212
- 三橋勇、2013「震災遺構などの観光資源化と新たな観光事業創造—被災地宮城の活動事例から」総合観光学会編『復興ツーリズム: 観光学からのメッセージ』同文館: 119-128
- 宮崎正美、2015「震災遺構としての聖堂とイコンの神学—旧石巻正教会聖堂の事例から—」『仙台白百合女子大学紀要』19: 11-30
- 中谷礼仁・穎原澄子・大沼正寛・梅津章子・青井哲人・佐野恵津子、2012「残されしもの、生かされしもの: それはがれきか記念碑か」(特集: 残されしもの、生かされしもの)『建築雑誌』127 (1631): 26-29
- 小川伸彦、2002「モノと記憶の保存」荻野昌弘編『文化遺産の社会学—ルーブル美術館から原爆ドームまで』新曜社: 34-70
- 奥村弘、2012『大震災と歴史資料保存—阪神・淡路大震災から東日本大震災へ』吉川弘文館
- 乙須翼、2012「[人間の苦痛]の鑑賞と展示—教育学的考察の試み—」『長崎国際大学論叢』第12巻: 1-13
- Parsons, Liz 2007 “Thompson's Rubbish Theory: Exploring the Practices of Value Creation”, in *European Advances in Consumer Research* Vol. 8: 390-393.
- リアス・アーク美術館、2014『リアス・アーク美術館常設展示目録 東日本大震災の記録と津波の災害史』編集/デザイン/レイアウト: 山内宏泰、発行: リアス・アーク美術館
- 齋藤千恵、2013「インドネシアにおける津波観光—津波の解釈とアチェ社会—」『第28回日本観光研究学会全国大会学術論文集』137-140
- 、2014「津波博物館—インド洋津波被災地アチェにおける災害に関する表現の推移—」『第29回日本観光研究学会全国大会学術論文集』193-196
- 佐野浩祥・清野隆、2012「南三陸町の防災対策庁舎の保存に関する一考察」『第27回日本観光研究学会全国大会学術論文集』293-296
- 3.11震災伝承研究会、2012a「[3.11震災伝承研究会]第1次提言—震災遺構の保存について—」(<http://www.tsunami.civil.tohoku.ac.jp/hokusai3/J/shinsaidensho/>内の下記PDF参照<http://www.tsunami.civil.tohoku.ac.jp/hokusai3/J/shinsaidensho/pdf/20120719teigen.pdf> 最終閲覧2016年1月16日)
- 、2012b「[3.11震災伝承研究会]第2次提言—震災遺構保存対象物第1回選考結果—」(同上サイト内の下記PDF参照<http://www.tsunami.civil.tohoku.ac.jp/hokusai3/J/shinsaidensho/pdf/20120924teigen2.pdf> 最終閲覧2016年1月16日)
- 権原伸博、2014「偽物の木で何が悪いのか?—震災モニュメントの可能性について」『地域政策研究』[高崎経済大学地域政策学会] 16 (3): 81-98
- 、2015「大震災モニュメントと記憶—アルベルト・ブッリ《クレット(亀裂)》を巡って」『地域政策研究』[高崎経済大学地域政策学会] 18 (1): 59-78
- 島川崇、2012a「被災惨禍の観光資源としての保存過程における住民意思の変化と首長・議会の役割—広島・原爆ドームを事例に」『日本国際観光学会論文集』(19)、27-31
- 、2012b「地域資源として被災者からも受け入れられる被災参禍の保存手法の考察—タイ・バンガー県を事例として」、『都市計画論文集』47 (3)、619-624
- 、2014「物語の伝承を地域資源化して被災地

- 観光に生かす取組の事例研究』『第29回日本観光研究学会全国大会学術論文集』197-200
- 首藤伸夫・大石雅之、2014「東日本大震災の震災遺構保存」高橋和雄編『災害伝承—命を守る地域の知恵』古今書院
- 高橋和雄編、2014『災害伝承—命を守る地域の知恵』古今書院
- 、木村拓郎、西村寛史、藤井真、1999「雲仙普賢岳の火砕流で被災した大野木場小学校被災校舎保存構想の策定に関する調査」、『土木学会論文集』、No.612、I-46：359-371
- 高橋雅也、2015「震災遺構の保存と防災教育拠点の形成」吉原直樹、仁平義明、松本行真編『東日本大震災と被災・避難の生活記録』六花出版：123-147
- 竹沢尚一郎、2015「トラウマを超えて—東日本大震災の展示と震災遺構の保存をめぐる」竹沢尚一郎編、『ミュージアムと負の遺産—戦争・公害・疾病・災害：人類の負の記憶をどう展示するか』東信堂：208-241
- Thompson, Michael 1979 *Rubbish Theory: The Creation and Destruction of Value*, Oxford University Press
- 寅貝和男、2014「「震災遺構」の保存を考える：まだ問に合う「遺構」の保存を」『地理』59(2)
- 筑波匡介、澤田雅浩2013「中越地震における震災遺構の成立課程その1：中越メモリアル 回廊妙見メモリアルパークについて」『学術講演梗概集』1111-1112 日本建築学会
- 内田直仁・丹裕也、2012「震災復興での震災遺構の価値」『人間工学』48(3)：138-141
- 鶴川義弘・福地彩・桜井理裕、2015「東日本大震災の震災遺構パノラマ教材の作成」『宮城教育大学環境教育研究紀要』17：1-4
- 若尾祐司・和田光弘編、2010『歴史の場—史跡・記念碑・記憶—』ミネルヴァ書房.
- 王輯予 Jiyu WANG、2014「災害記憶の維持・喚起に関する新聞報道の変化—「風化」の用法を手がかりとして」『日本マス・コミュニケーション学会・2014年度秋季研究発表会・研究発表論文』
- 山泰幸、2009「遺跡化の論理—歴史のリアリティをめぐって」土生田純之編『文化遺産と現代』同成社：77-107
- 矢守克也、2013『巨大災害のリスク・コミュニケーション—災害情報の新しいかたち』ミネルヴァ書房

- 吉田憲司、2012「記憶の継承—津波災害と文化遺産」日高真吾編『記憶をつなぐ—津波災害と文化遺産』財団法人千里文化財団：140-165

[付記] 本研究は下記による成果の一部である。

- ・平成26年度 奈良女子大学文学部プロジェクト経費研究(区分A)研究題目「震災遺構の社会学—災害の記憶はいかに保存されるのか—」
- ・科研費 基盤研究B(15H03409)「社会学のディシプリン再生はいかにして可能か—デュルケーム社会学を事例として」(平成27(2015)年度~平成30(2018)年度/研究代表者 中島道男)

[謝辞] 平成26年度および27年度に計3回にわたって実施した現地調査(仙台市・石巻市・女川町・気仙沼市・南三陸町・陸前高田市)においてさまざまにご教示いただいた方々や諸機関に御礼を申し上げます。また、関西学院大学の山泰幸教授と奈良女子大学の寺岡伸悟教授には、研究上の助言や文献の提供をいただきました。感謝申し上げます。